

195 東京府下英吉利法律学校他四校監督に付帝国大学へ達

〔明治十九年十一月二十九日〕

（欄外注記<sup>1</sup>）

（欄外注記<sup>2</sup>）  
帝 国 大 学

（欄外注記<sup>1</sup>） 本年八月二十五日附ヲ以テ訓令ニ及ヒ候私立法律学校特別監督  
条規ニ拠リ東京府下ニ設置ノ専修学校明治法律学校東京専門学  
校東京法学校英吉利法律学校ノ五校ヲ其学総長ニ於テ監督スヘ  
シ

明治十九年十一月二十九日 文部大臣 森 有禮 印

〔欄外注記1〕

〔文部省  
往復課 総一七九七号〕

〔欄外注記2〕

〔内藤素行〕  
⑤ 書記 (五十嵐泰次〔小野弥一〕)

〔欄外注記3〕

〔総長 渡辺洪基〕  
⑤ 書記官 (永井久一郎)

〔『文部省往復』明治十九年、④A79〕